

お客様各位

「埼玉信用組合 でんさいネットサービス利用手数料」の改定のお知らせ

2025年9月1日（月）より、当組合手数料を下記のとおりとさせていただきます。今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

1. 各種記録請求等手数料（請求1件あたり）

2025年9月1日現在（消費税等込）

取引種類		手数料	負担者	備考
月間基本手数料		無 料		当面の間、無料とさせていただきます。
発生記録手数料	本支店	330円	債務者	「でんさい」を発生させる場合の手数料です。
	他 行	660円		
譲渡記録手数料	本支店	330円	譲渡人	債権者として保有している「でんさい」を全額譲渡する場合の手数料です。
	他 行	660円		
分割譲渡記録手数料	本支店	330円	譲渡人	債権者として保有している「でんさい」を一部譲渡する場合の手数料です。
	他 行	660円		
支払等記録手数料（口座間送金決済以外）		660円	債務者	「でんさい」が支払われた記録、支払期日前や期日経過後に決済した情報等を記録する場合の手数料です。
変更記録手数料	利害関係者2名	660円		「でんさい」の支払期日や金額等の項目を一部変更する場合の手数料です。
	債権内容以外（属性情報等）	無 料		
口座間送金決済中止手数料（強制執行等を除く）		660円		「でんさい」の決済を中止する場合の手数料です。
保証記録手数料		660円	債権者	債権者として保有している「でんさい」に保証人を設定する場合の手数料です。
割引申込手数料		440円		でんさい割引を申込する場合の手数料です。
譲渡担保手数料		440円		「でんさい」の譲渡担保を申込する場合の手数料です。
取消記録手数料		660円		発生・譲渡・分割譲渡・承認後の記録等を取消する場合の手数料です。
承諾・否認記録手数料		660円		変更記録等の承諾・否認記録をする場合の手数料です。
割引買戻手数料		660円		でんさい割引の買戻を行う場合の手数料です。
決済手数料（入金手数料）		220円		「でんさい」の決済資金を受け取った場合の手数料です。※1

2. その他の手数料（1書面あたり）

取引種類		手数料	負担者	備考
変更記録手数料	利害関係者 3名以上	2,200円	債務者	「でんさい」の支払期日や金額等の項目を一部変更する場合の手数料です。
訂正・回復手数料 (支払不能通知訂正・取消を除く)		2,200円		訂正・回復記録請求する場合の手数料です。
支払不能通知(訂正・取消)手数料		2,200円		支払不能通知の訂正・取消記録請求する場合の手数料です。
支払不能情報照会手数料		3,300円	請求者	支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容を照会する場合の手数料です。
開示手数料	通常開示	660円		自らが債権者・債務者等である発生債権の情報および記録請求を行った情報を開示する場合の手数料です。
	特例開示	3,300円		通常開示の対象外となる発生債権の内容、記録事項等を照会する場合の手数料です。
残高証明書発行手数料(都度発行)		4,400円		「でんさい」の残高証明書発行を依頼する場合の手数料です。
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料		1,650円		債務者について貸倒引当金繰入事由が生じていることの証明書を発行する場合の手数料です。
取引停止処分等の証明書発行手数料		1,650円		中小企業倒産防止共済制度にもとづく共済金の貸付に係る取引停止処分等の証明書を発行する場合の手数料です。
特定記録機関変更記録等手数料		4,400円		提携記録機関で発生させた電子記録債権をでんさいネットに移動し、「でんさい」として取り扱う場合の手数料です。

※ 手数料は各種手続きの際に、その都度、予めご指定された決済口座より引き落としさせていただきます。

※ 各記録請求について取消を行った場合も、手数料は返却されませんのでご注意ください。

※1 ・資金決済日に予めご指定された決済口座より引き落としさせていただきます。（システムの都合により翌営業日となることがあります。）

・決済資金が決済口座に入金されなかった場合（支払不能）も手数料をお支払いいただきます。